

平成24年7月6日

## 千葉産業復興機構による 県内第1号の債権買取案件決定について

～千葉県産業復興相談センターと連携し、お取引先の震災復興を支援～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、平成24年7月6日（金）、千葉産業復興機構（※）における当行取引先に対する債権買取の県内第1号案件決定について、その通知を受けましたのでお知らせいたします。

※ 二重債務問題への対応について、平成24年3月1日、被災事業者の支援にかかる相談窓口として、千葉商工会議所内に「千葉県産業復興相談センター」が開所しました。また、同3月28日には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「千葉産業復興機構」が設立されました。

当行は、千葉県産業復興相談センターへの人材の派遣や、千葉産業復興機構へ出資し、この震災復興支援スキームに参加しております。

今後、当行と千葉産業復興機構との間で債権譲渡契約を締結し、被災前から負っていた債権の買取が行われます。さらに、その元利金の返済が一定期間猶予されることにより当行取引先の財務内容の改善が図られることとなります。

当行は、お取引先の事業再建に向け、資金面をはじめとする支援を実施する予定です。

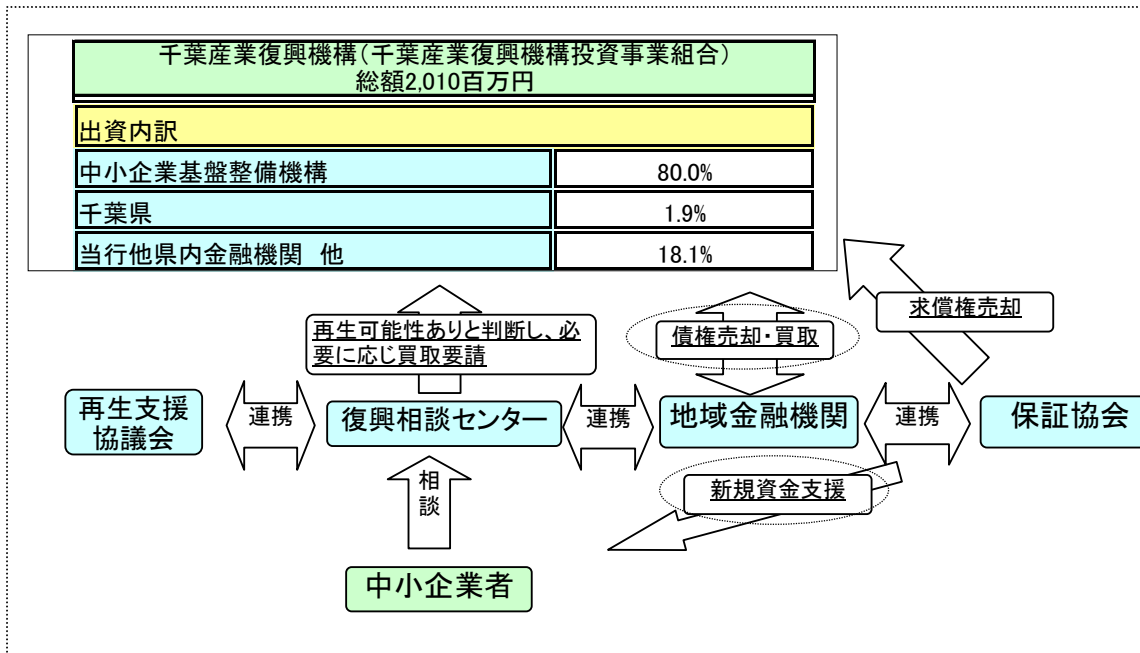
### 1. 当行取引先・支援の概要

- ・九十九里沿岸の食品製造業者。
- ・本社、工場が津波により被災し、全壊。
- ・現在、製造中断、休業状態にあります。今般、本格的に事業の再開を行うため、工場の新規設備投資に必要な資金調達を行うために債権買取が行われるものです。

### 2. 本案件の特徴

- ・設備の復旧にあたっては国や県の補助金、高度化資金を活用。
- ・千葉県信用保証協会の協力により事業再生スキームが実現した案件です。

2. 千葉産業復興機構を活用した震災復興支援のスキーム図



千葉興業銀行では、被災地の日も早い復旧・復興をお祈りするとともに、今後とも、被害を受けられた皆さまの支援に積極的に取り組んでまいります。

以上